

開運商法被害110番



- ・雑誌広告やインターネット広告で「運気が上がる」「宝くじが当たる」などと宣伝されたブレスレットなどの購入をきっかけに、除霊や祈禱名目でお金を支払わされた方
- ・ダイレクトメールでのチラシをきっかけに、電話鑑定などを受け、多額の金銭を支払わされた方
- ・インターネット、電話占い、その他スピリチュアル商品等で高額な代金を支払わされた方
-etc

→お一人で悩まず、お気軽にご相談下さい。弁護士が無料でご相談にのります。

日時：平成26年8月11日(月)13時～17時まで

電話番号：03-5361-7303 (当日のみの専用電話番号です)

電話相談料金：無料

主催：全国靈感商法被害対策弁護士連絡会内 開運商法被害弁護団

問い合わせ 03-3358-6179

